

町田市 介護予防・日常生活支援総合事業 請求事務に関する説明会

【訪問型サービス事業者向け】

平成29年2月17日

町田市いきいき生活部
高齢者福祉課介護予防係

目次

1. 町田市における総合事業の概要	1 ページ
2. 総合事業のサービスコード等	9 ページ
3. その他留意事項	14 ページ
4. 今後の予定	20 ページ

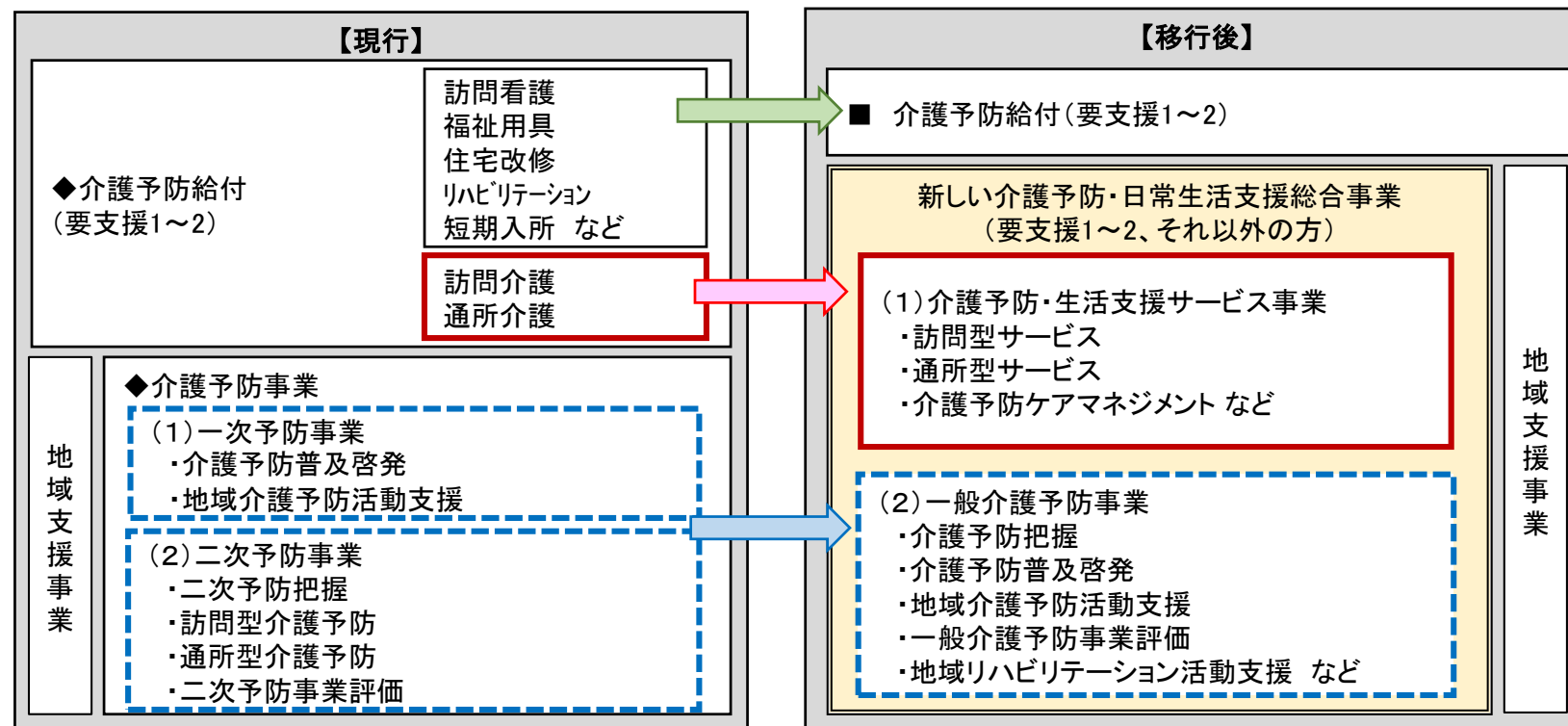
※総合事業の正式な名称は「介護予防・日常生活支援総合事業」ですが、本資料では「総合事業」と略した表記といたします。

1. 町田市における総合事業の概要

総合事業の構成と趣旨

総合事業とは、介護保険法第115条の45第1項に基づく地域支援事業の一つで、市町村が中心となって、地域の実情に応じた、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進するものです。

総合事業の構成



総合事業の趣旨

- (1) 効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による要支援状態からの自立の促進や重症化予防の推進を図る。
- (2) ケアマネジメントの中で、本人が目標を立て、その達成に向けてサービスを利用しながら一定期間取り組み、達成後は、より自立へ向けた次のステップに移っていく。

＜平成29年4月から開始予定の訪問型サービスの概要＞

サービス種別	事業者によるサービス			短期集中型サービス (サービスC)
	国基準型訪問サービス (現行相当)	市基準型訪問サービス (サービスA)		
		一体型 (訪問介護等との一体実施)	単独型	
サービス概要	・訪問介護員による身体介護 ・訪問介護員による生活援助	訪問介護員、まちいきヘルパーによる生活援助 ※国基準に抵触しない範囲で単独型の基準を適用可	訪問介護員、まちいきヘルパーによる生活援助	(必須) ・生活機能向上を目的とした、O Tの訪問による指導 (必要に応じて) ・栄養改善を目的とした、栄養士の訪問による指導 ・生活機能向上を目的とした、P Tの訪問による指導
	介護保険内サービスの生活援助（老計第10号における「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」における家事援助。ただし、市基準型訪問サービス（サービスA）においても自立生活支援のための見守りの援助は含む）			
利用者の目安	右記に当てはまらないケース 1.既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用継続が必要なケース 2.身体介護が必要なケース 3.認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴うケース 4.退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要なケース 5.その他現行相当のサービスが必要なケース 例) うつ、精神疾患、難病等、病状不安定、全盲、虐待、ごみ屋敷など専門職のケアが必要なケース	生活援助が必要なケース		※サービスC利用に際して実施（訪問単独での実施はなし。）
実施方法	事業者指定	事業者指定	事業者指定	委託
サービス提供者	現行の指定介護事業者	現行の指定介護事業者	新規参入の事業者	未定
利用者負担額	原則、1割負担（一定以上の所得の利用者は2割負担）			教材費等実費負担分
報酬単価	○週1回程度 1,168単位／月 ○週2回程度 2,335単位／月 ○週3回程度 3,704単位／月	○週1回程度 990単位／月 ○週2回程度 1,980単位／月 ○週3回程度 3,139単位／月	○週1回程度 817単位／月 ○週2回程度 1,634単位／月 ○週3回程度 2,592単位／月	未定

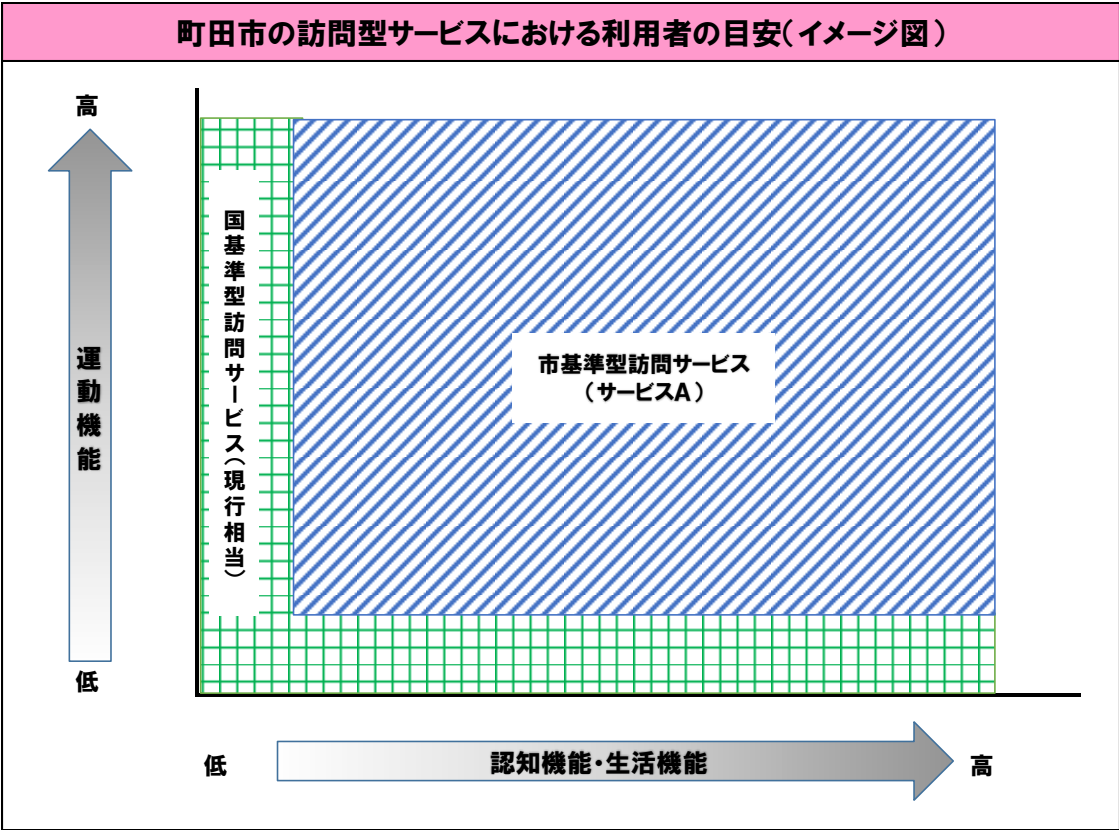
※給付管理を行うのは 現行相当 と サービスA のみです。

〈訪問型サービスの併用について〉

	国基準型 (現行相当)	市基準型 (サービスA)
国基準型 (現行相当)		×
市基準型 (サービスA)	×	

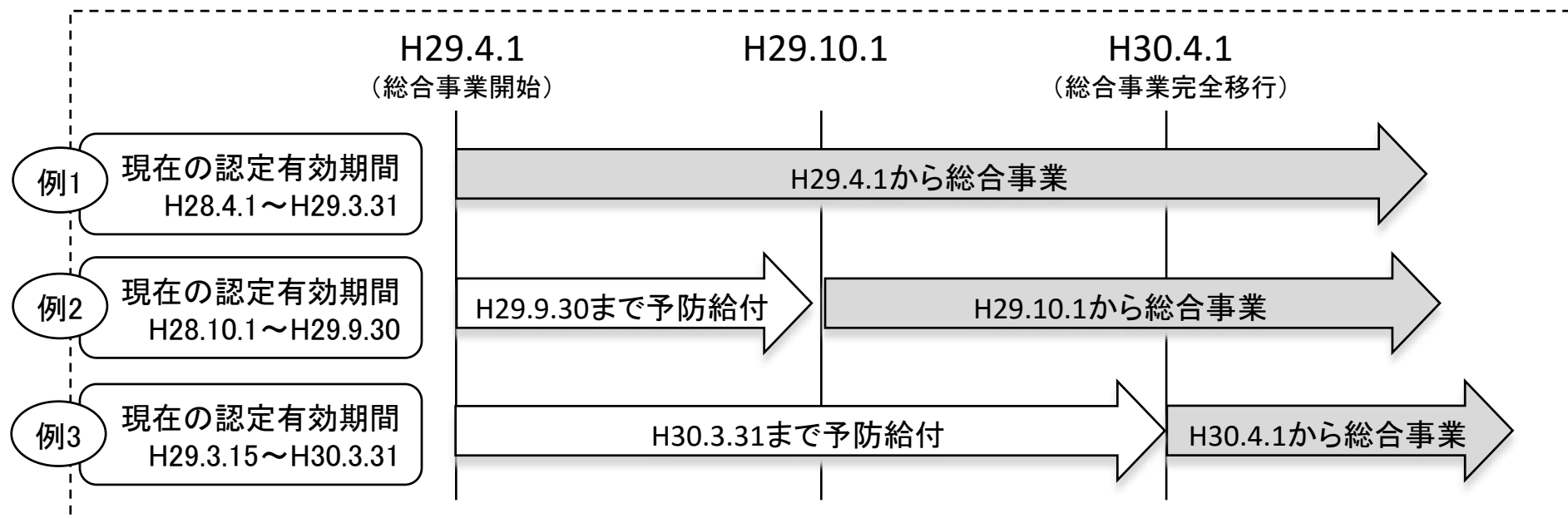
※訪問型サービス（国基準型または市基準型）は、身体介護の有無や利用者の身体の状態等によってどちらかを選択するため、併用はできません。

〈利用者の目安について〉



町田市では、平成29年4月1日から、1年間をかけて市内全域で総合事業へ移行していきます。
平成29年3月31日以前に要支援認定を受けていた方は、4月1日以降、新たに要支援認定を受けるまでは、従来の介護予防給付によるサービス（訪問・通所）を利用し、更新後に総合事業のサービスを利用することになります。

<介護予防給付から総合事業のサービスへの移行例>



注意点

- 「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は平成30年3月31日で終了します。
- 総合事業開始から1年間をかけて完全移行するため、平成30年3月31日までは、介護予防給付（訪問・通所）の利用者と総合事業の利用者が混在します。

総合事業への移行手続きについて

要支援認定の有効期間終了時に、認定更新を行わずに基本チェックリストを実施し、事業対象者に該当した場合の基本的な手続きは以下のようになります。

(例) 要支援 1 の認定を受けていて、認定有効期間が平成29年3月31日までの方の場合

- 町田市から認定更新の通知を2月初旬に発送
(総合事業、基本チェックリストに関する案内を同封。
基本チェックリストは同封されません)
- 利用者とマネジメント実施者で、利用するサービス等について相談のうえ、基本チェックリストの実施を選択
- 事業対象者に該当
- サービス開始前に町田市へ以下の書類等を提出
 - 基本チェックリスト (原本)
 - 介護予防ケアマネジメント届出書
 - ~~被保険者証~~

被保険者証の提出は不要です
- 町田市から被保険者証を交付
(「認定の有効期間」が4月1日～)
- 4月以降、総合事業のサービスの利用を開始

平成29年	2月	3月	4月	5月
利用 手続き	← 基本チェックリスト実施 (事業対象者) →		■ 届出書	認定有効期間終了日の翌月1日付の日付で提出
認定有 効期間	2/初 更新案内通知		3/31 認定期間終了	4/1～ 事業対象者
被保証			■ 交付 (事業対象者)	
区分	要支援者		事業対象者	
利用可 能サー ビス	予防給付のサービスのみ		総合事業のサービスのみ	

事業費の審査・支払い

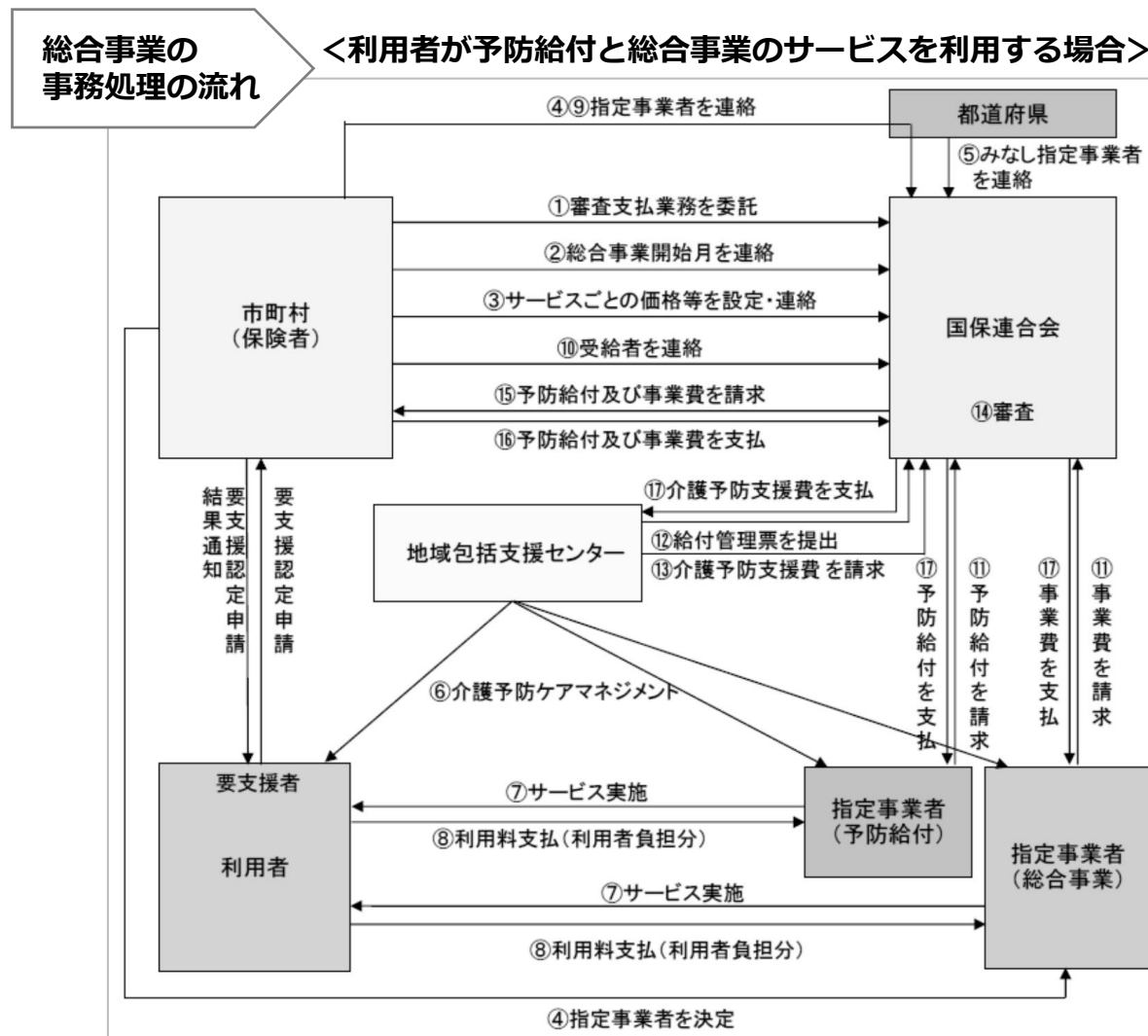
事業費の請求に対する審査・支払いは、国保連合会に依頼することを予定しています。
そのため、請求に関する事務の流れは、基本的に変更はありません（介護予防ケアマネジメント費を除く）。

請求における留意点

- 総合事業のサービスコードは、予防給付とは別のサービスコードとなります。
- 平成30年3月31日までは、予防給付の利用者と総合事業の利用者が混在します。
予防給付の利用者には従来どおりのサービスコードで、総合事業の利用者には新たな総合事業のサービスコードで請求する必要があります。

介護予防ケアマネジメント費の請求について

- これまでの介護予防支援費の請求・支払の流れから変更となります。
(別途高齢者支援センター対象の説明会を実施予定)



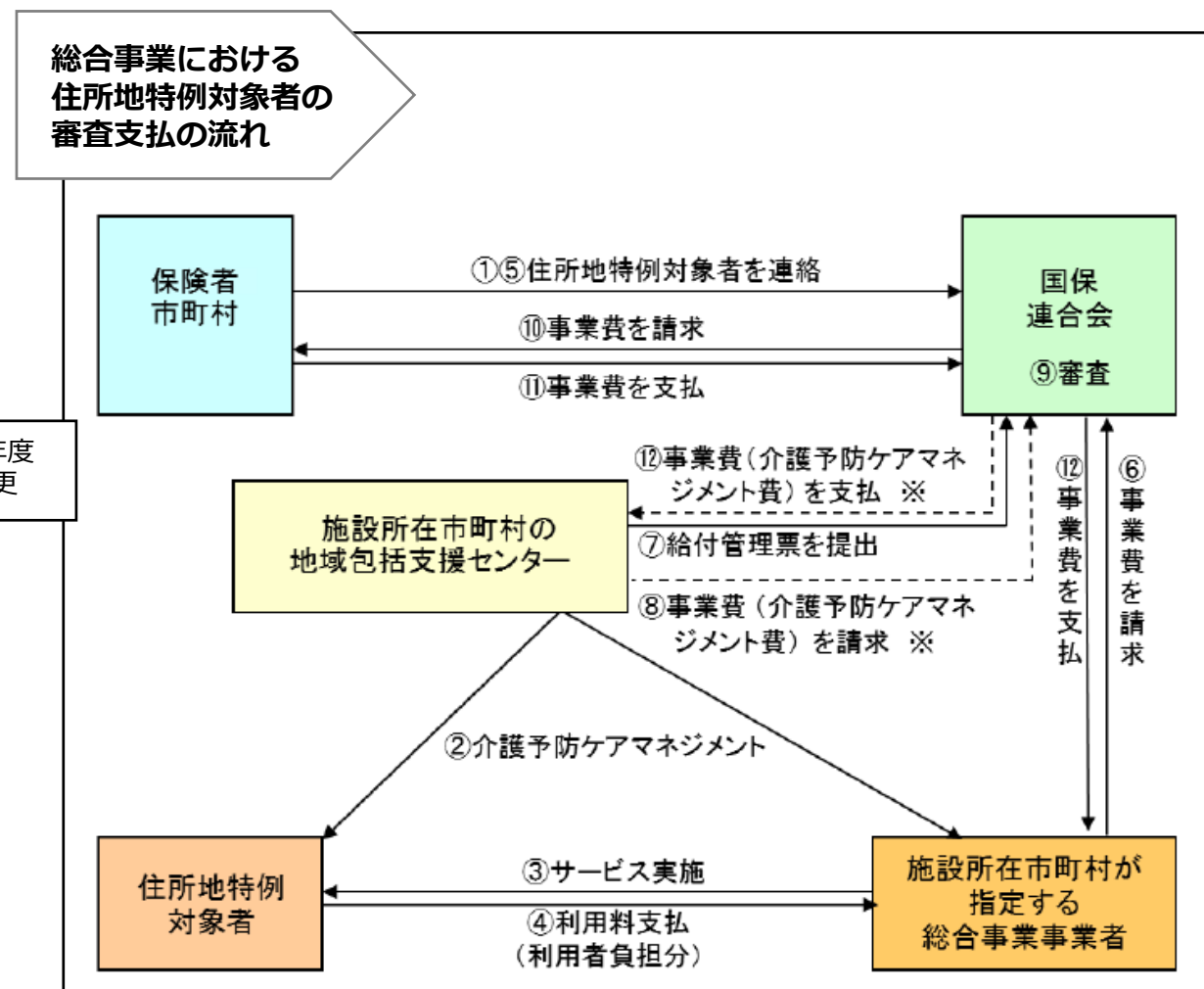
住所地特例対象者による総合事業のサービス利用については、予防給付の介護予防訪問介護等が総合事業へ移行されること等を踏まえて、より円滑にサービスを受けることができるように、施設所在市町村が行うものとされています（介護保険法第115条の45第1項参照）。

＜住所地利権特例対象者に関する事務の整理＞

サービス提供事業者	施設所在市町村が 指定する事業者
費用の額	施設所在市町村が定める額
費用負担	保険者市町村
ケアマネジメント 実施者	施設所在市町村の 高齢者支援センター (従前は保険者市町村の 高齢者支援センター)

平成27年度
より変更

※介護予防支援と同様、介護予防ケアマネジメントは委託が可能



2. 総合事業のサービスコード等

総合事業では新しいサービスコードを使用します

町田市では、平成29年4月1日から総合事業を開始します。総合事業開始以後に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方及び基本チェックリストにより事業対象者となった方については、総合事業のサービスコードを使用します。

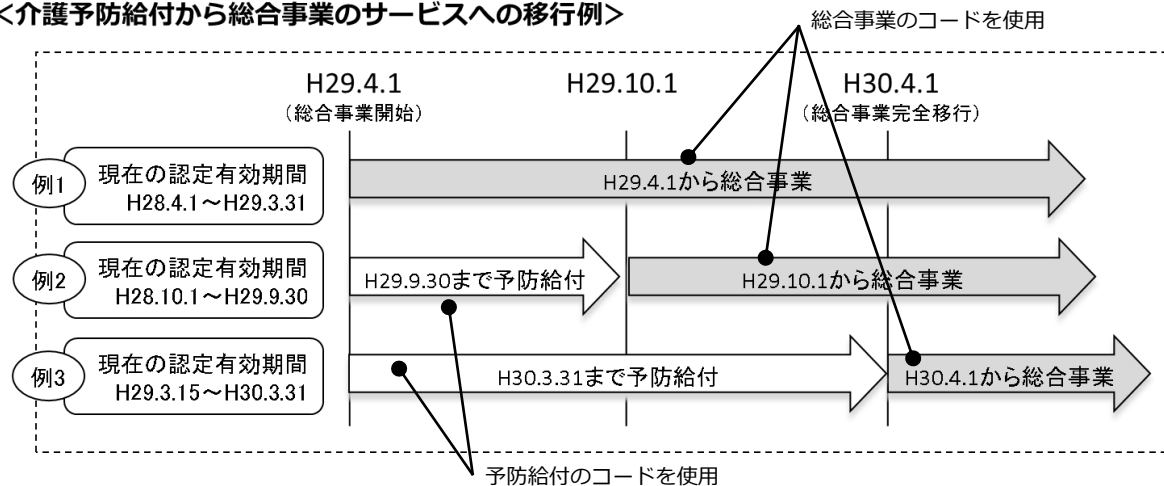
平成29年度はサービスコードが混在します

総合事業開始以前より要支援認定を受けていた方については、総合事業開始以後の認定の更新等までは、従前の介護予防訪問介護・介護予防通所介護のサービスコードを使用します。

そのため、平成30年3月31日までは、予防給付の利用者と総合事業の利用者が混在します。

予防給付の利用者には従来どおりのサービスコードで、総合事業の利用者には新たな総合事業のサービスコードで請求する必要があります。

<介護予防給付から総合事業のサービスへの移行例>



市区町村によってサービスコードが異なります

総合事業では、市区町村によって、サービスコードや基準等が異なります。

町田市内の事業者が他市区町村の被保険者（住所地特例対象者を除く）に対してサービスを提供する場合は、当該市区町村の基準等により、当該市区町村の設定するサービスコードを使用します。

逆に、町田市外の事業者が町田市の被保険者（住所地特例対象者を除く）に対してサービスを提供する場合は、町田市の基準等により、町田市のサービスコードを使用します。

サービス種別	国基準型訪問サービス（現行相当）	市基準型訪問サービス（サービスA）	
		一体型 （訪問介護等との一体実施）	単独型
算定単位の 取扱い	月額包括報酬（月単位定額報酬）		
報酬単価	○週1回程度 1,168単位／月 ○週2回程度 2,335単位／月 ○週3回程度 3,704単位／月	○週1回程度 990単位／月 ○週2回程度 1,980単位／月 ○週3回程度 3,139単位／月	○週1回程度 817単位／月 ○週2回程度 1,634単位／月 ○週3回程度 2,592単位／月
加算・減算	現行の介護予防訪問介護と同様	初回加算（※1）／介護職員処遇改善加算／事業所 と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利 用者20人以上にサービスを行う場合（×90%） ※1「サービス提供責任者」を「訪問事業責任者」へ読み替 えて実施	初回加算（※2）／事業所と同一建物の利用 者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上 にサービスを行う場合（×90%） ※2「サービス提供責任者」を「訪問事業責任者」 へ読み替えて実施
利用者負担	原則、1割負担（一定以上の所得の利用者は2割負担）		
サービス種類 コード	みなし事業者 （※3）	みなし事業者以外	A3
	A1	A2	
地域区分 （※4）	事業所の所在地に 相当する地域区分	登録保険者の所在地に相当する地域区分 （町田市は3級地のため、1単位11.05円（平成29年2月現在））	

※3 平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けた事業者は、みなし事業者となります。
※4 住所地特例対象者の場合は、受給者台帳に設定した住所地特例の施設所在地の地域区分となります。

市基準型サービスでは給付割合に応じたサービスコードを使用します

総合事業のサービスのうち、国基準型サービスにおいては、受給者台帳に設定された負担割合を参照するため、サービスコード上、給付割合の区別はありません（従来の予防給付での算定方法と同様）。

逆に、市基準型サービス（サービス種類コードが、訪問型サービスの場合はA3、通所型サービスの場合はA7）においては、給付割合に応じたサービスコードが設定されているため、請求の際に、給付割合（給付率）に応じたサービスコードを選択する必要があります。

＜例＞市基準型訪問サービスのサービスコード（抜粋）

サービスコード		サービス内容略称	給付率	合成 単位数
種類	項目			
A3	1001	訪問型独自サービス一体Ⅰ	90%	990
A3	1002		80%	990

1割負担の場合 → 「 A3 1001 」 を使用
2割負担の場合 → 「 A3 1002 」 を使用

率を規定するサービス（介護職員処遇改善加算）を算定する場合

市基準型サービスのサービスコードでは、率を規定するサービス（加算）を設定することができません。そのため、介護職員処遇改善加算を算定する場合は、あらかじめ定められたサービスコード・単位数を使用します。

＜例＞市基準型訪問サービスで、「訪問型独自サービス一体Ⅰ」及び「初回加算」に加えて、「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」を算定する場合に使用するサービスコード（給付率90%の場合）

サービスコード		サービス内容略称	給付率	合成 単位数
種類	項目			
A3	1001	訪問型独自サービス一体Ⅰ	90%	990
＋				
A3	1021	訪問型独自サービス初回加算	90%	200
＋				
A3	1071	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	90%	85
＋				
A3	1181	処遇改善加算Ⅰ（初回加算分）	90%	17

サービス本体に係る
処遇改善加算分

加算に係る
処遇改善加算分は
専用のコードを使用

※国基準型サービスでは、総合事業のサービスコード（A1またはA2）を使用しますが、算定方法は従前の予防給付と同様です。

3. その他留意事項

日割り算定について

月途中での契約開始の場合は、日割りでの算定となります

総合事業の訪問型サービス・通所型サービスにおいては、日割り請求の対象事由が、従前の介護予防訪問介護・介護予防通所介護と異なります。

例えば、月途中において、利用者と契約開始した場合は、契約日を起算日として、日割りで算定することとされています。

また、契約解除の場合も、契約解除日を起算日として日割りで算定することとなります。

詳細は、平成28年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」のⅠ介護報酬改定関係資料の資料9を参照してください（WAMNETに掲載されています）。

日割り算定の対象事由（抜粋）

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(みなし) ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自) ※月額包括報酬の単位とした場合	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
	・利用者との契約開始	契約日
	・介護予防訪問介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合)	契約解除日の翌日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
	・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
	・利用者との契約解除	契約解除日
終了	・介護予防訪問介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合) ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	サービス提供日の前日 入居日の前日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日

加算について（サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算）

サービス提供体制強化加算

- 対象となるサービスは、【国基準型通所サービス】のみ。
- 2月までの実績にて届出を行う。
- 届出に関するスケジュールは、別途、町田市ホームページでお知らせします。

介護職員処遇改善加算

- 対象となるサービスは、【国基準型訪問・通所サービス】と【市基準型訪問・通所サービス（一体型）】のみ。
- 当該加算については、平成29年度介護報酬改定により、区分の追加及び加算率の変更が予定されています。
これに伴い、届出の様式の変更や届出のスケジュールについても、通常とは異なる取扱いとされる予定です。
そのため、届出の様式等については、関係通知等が発出され次第、町田市ホームページでお知らせします（平成29年1月30日 介護保険最新情報Vol.580参照）。
- 届出先はサービスによって異なります（平成28年4月18日 介護保険最新情報 Vol.546参照）。

介護職員処遇改善加算の届出先（訪問型サービス）

サービス名	状況	サービスコード	届出先
国基準型訪問サービス	みなし指定	A 1	東京都
国基準型訪問サービス	みなし指定外・総合事業のみ実施	A 2	町田市
国基準型訪問サービス	みなし指定外・介護給付も実施	A 2	東京都 (写しを町田市へ)
市基準型訪問サービス (一体型)	—	A 3	町田市

※区分の追加に伴い、新しい区分に対応した事業費算定に係る体制等に関する届出書（加算様式1）、事業費算定に係る体制状況一覧表（加算様式1別表）の提出も必要となります。

過誤申立てについて

- 総合事業でも、国保連の審査において一度決定された請求に誤りが判明し、取り下げる場合は、保険者（町田市）を通じて国保連に過誤申立てを行う必要があります。
- 申立ての様式は、介護予防給付のものと異なります。新しい様式は、平成29年4月に町田市ホームページで公開予定です。
- 総合事業のサービスに係る様式番号は10となります。

様式番号

サービス種類	様式番号
訪問型サービス、通所型サービス	10
介護予防訪問介護、介護予防通所介護	11

過誤申立事由コード

申立事由	申立理由 番号
請求誤り（請求誤りによる実績の取り下げ）	02
その他の理由による実績の取り下げ	99

被保険者証と負担割合証について

被保険者証

事業対象者についても、従来のものと同じ台紙（青色）の被保険者証が発行されます。記載内容は以下のとおりです。

※イメージ

※イメーシ

(一)

介護保険被保険者証	
被保険者	番号
住所	フリガナ
氏名	性別
生年月日	
交付年月日	
保険者番号並びに名称及び印	1 3 2 0 9 2 町田市 町田市森野2-2-22

要介護状態区分等

認定年月日
(事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)

認定の有効期間

居宅サービス等

(うち種類支給限度基準額)

認定審査会の意見及びサービスの種類の指定

(三)

区分	事業対象者
事業対象者	平成29年4月1日
区分支給限度基準額	平成29年4月1日～ 1月当たり 5,003 単位
居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は高齢者支援センター(地域包括支援センター)の名称	〇〇高齢者支援センター 届出年月日 平成29年2月15日
ケアプランを作成する高齢者支援センターの名称と居宅の届出日	届出年月日

有効期間：終期なし

区分支給限度額

ケアプランを作成する高齢者支援センターの名称と居宅の届出日

負担割合証

事業対象者についても発行されます。用紙や記載内容はこれまでのものと変更ありません。

○総合事業に関する過去の説明会資料やQ&A等を掲載しております。適宜ご参照ください。

○町田市HP 「介護予防・日常生活支援総合事業について」

<https://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/old/jigyosyanokatae/sogojigyo/index.html>

(トップページ>医療・福祉>高齢者のための福祉>事業者の方へ>介護予防・日常生活支援総合事業について)

町田市

English 中文 한국어 Français Español Deutsch Português

よくある質問 | サイトマップ | リンク集

市民の方へ 事業者の方へ

暮らし 子育て・教育 医療・福祉 文化・スポーツ コミュニティ 観光 市政情報 入札・契約 融資・支援 債権者登録

現在地 [トップページ](#) > [医療・福祉](#) > [高齢者のための福祉](#) > [事業者の方へ](#) > [介護予防・日常生活支援総合事業について](#)

介護予防・日常生活支援総合事業について

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護整備運営候補事業者募集(2017年度整備分)
- (看護)小規模多機能型居宅介護整備運営候補事業者募集(2017年度整備分)
- 認知症高齢者グループホーム整備運営候補事業者募集(2017年度整備分)
- 介護予防・日常生活支援総合事業について
- 町田市介護保険事業所等の災害時情報伝達について
- 地域密着型通所介護の整備について
- 見守りネットワークまちだ つながる会を開催しました!(事業者交流会)
- 高齢者福祉サービス第三者評価(事業者の方)
- 見守りネットワークまちだ(事業者との連携)
- 介護の仕事をしている方・ご興味がある方へ

介護予防・日常生活支援総合事業 請求事務に関する説明会開催について

地域活動団体型サービスの募集及び説明会について

短期集中型サービス(サービスC)に関する説明会の開催について

介護予防ケアマネジメントに関する研修会開催について

町田市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防ケアマネジメントに関する説明会Q&Aについて

「町田市介護予防・日常生活支援総合事業のご案内」パンフレット

介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防ケアマネジメントに関する説明会(11月16日開催)
11月16日の説明会で使用した資料を掲載します。

まちいきヘルパー養成研修

介護予防・日常生活支援総合事業 事業者指定の手続き等について

町田市介護予防・日常生活支援総合事業に関する事業所説明会Q&Aについて

介護予防・日常生活支援総合事業に関する事業者説明会(2016年7月開催)

[前ページに戻る](#) [このページの先頭に戻る](#)

よく参照されるページ

- 休日・夜間診療医療機関及び急病の対応について

申請書一覧

施設一覧

救急診療

便利メモ

- よくある質問と回答(FAQ)
- 市役所の課別業務案内
- 市庁舎案内
- 市へのお問い合わせ

市政ノート

- 町田市保健医療計画を策定
- 町田市高齢者福祉計画を策定
- 町田市介護保険事業計画を策定
- 福祉のまちづくりについて
- 第5次町田市障がい者計画を策定

まちテレ

地図情報まちだ

4. 今後の予定

今後の予定

平成29年	3月3日	質問票の提出締切り（FAX・メール）
	3月中	質問への回答（町田市ホームページへ掲載）
	3月31日	指定申請の受付期限（平成29年5月サービス開始分）
	4月1日	総合事業開始